



告 示

下記の書類は、宛先人の所在が不明なので、地方税法第 20 条の 2 の規定に基づき
公示送達をする。

なお、この書類は登米市総務部税務課において保管し、申し出があれば、いつでも
も交付する。

令和 8 年 8 月 4 日

登米市長 熊谷 康信



記

送 達 を 受けるべき者	氏 名	千葉 富士男
送達すべき 書 類 名	令和 8 年度 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書 令和 8 年度 後期高齢者医療保険料納入通知書兼 特別徴収額変更・中止通知書	

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により告示した日から起算して 7 日を経過し
たときに書類の送達があったものとみなす。